

◆グリーンイノベーション②: 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制緩和

●水素充填機から公道まで6m以上の保安距離が必要。

○一般高圧ガス保安規則

(特定圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が特定圧縮水素スタンド(以下この条において単に「圧縮水素スタンド」という。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

- 一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十八号から第四十二号までの基準に適合すること。
- 二 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例によるものであり、かつ、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し六メートル以上の距離を有すること。

●ガソリンと水素充填機は並列できない(10×6m以上の給油空地が必要)。

○危険物の規制に関する政令

(給油取扱所の基準)

第十七条 給油取扱所(次項に定めるものを除く。)の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 給油取扱所の給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備(以下この条及び第二十七条において「固定給油設備」という。)とすること。
- 二 固定給油設備のうちホース機器の周囲(懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方)に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするための、間口十メートル以上、奥行六メートル以上の空地で総務省令で定めるもの(以下この条及び第二十七条において「給油空地」という。)を保有すること。

●水素貯蔵量には用途規制がある。

○危険物の規制に関する政令

(危険物の数量)

第一百六条 法第二十七条第二項第二号の規定により政令で定める危険物の数量の限度は、次の表に定めるところによるものとする。

危険物品の種類	数量		
	常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合	
薬類(玩具煙火を除く。)	火薬	二十トン	十トン
	爆薬	二十トン	五トン
	工業雷管及び	三百万個	五十万個

電氣雷管		
銃用雷管	千万個	五百万個
信号雷管	三百万個	五十万個
実包	千万個	五万個
空包	千万個	五万個
信管及び火管	十万個	五万個
導爆線	五百キロメートル	五百キロメートル
導火線	二千五百キロメートル	五百キロメートル
電氣導火線	七万個	五万個
信号炎管及び信号火箭	二トン	二トン
煙火	二トン	二トン
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。	
消防法第二条第七項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の十倍の数量	危険物の規制に関する政令別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の十倍の数量
マッチ	三百マッチトン	三百マッチトン
可燃性ガス	七百立方メートル	二万立方メートル
圧縮ガス	七千立方メートル	二十万立方メートル
液化ガス	七十トン	二千トン

この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した数値とする。

(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)

第三百十条の九 法別表第二(と)項第四号、(り)項第四号及び(ぬ)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類(消防法別表第一の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。)、アルコール類(同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。)、第二石油類(同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。)、第三石油類(同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。))及び第四石油類(同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。)並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

危険物	用途地域	準住居地域	商業地域	準工業地域	
(一)	火薬類 (玩具 煙火を 除く。)	火薬	二十キログラム	五十キログラム	二十トン
		爆薬		二十五キログラム	十トン
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管		一万個	二百五十万個
		銃用雷管	三万個	十万個	二千五百万個
		実包及び空包	二千個	三万個	千万個
		信管及び火管		三万個	五十万個
		導爆線		一・五キロメートル	五百キロメートル
		導火線	一キロメートル	五キロメートル	二千五百キロメートル
		電気導火線		三万個	十万個
		信号炎	二十五キログラム		二トン

	管、信号火箭及び煙火			
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。		
(二)	マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス	A/20	A/10	A/2
(三)	第一石油類、第二石油類、第三石油類又は第四石油類	A/2 (危険物の規制に関する政令第二条第一号に規定する屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について国土交通大臣が定める基準に適合するもの(以下この表において「特定屋内貯蔵所」という。)又は同令第三条第二号イに規定する第一種販売取扱所(以下この表において「第一種販売取扱所」という。)にあつては、3A/2)	A (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は危険物の規制に関する政令第三条第二号ロに規定する第二種販売取扱所(以下この表において「第二種販売取扱所」という。)にあつては、3A)	5A
(四)	(一) から (三) までに掲げる危険物以外のもの	A/10 (特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、3A/10)	A/5 (特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあつては、3A/5)	2A (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所にあつては、5A)
この表において、Aは、(二) に掲げるものについては第百十六条第一項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(三) 及び (四) に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表わすものとする。				

2 第百十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。ただし、同条第三項の規定については、準住居地域又は商業地域における前項の表の(一)に掲げる危険物の貯蔵に関しては、この限りでない。

【グリーンイノベーション ③-a】

電波法

(昭和二十五年五月二日法律第百三十一号)

(高周波利用設備)

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請が第五項において準用する第二十八条、第三十条又は第三十八条の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信（総務大臣がその公示する場所において行なう電波の監視を含む。）に妨害を与えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者が当該設備を譲り渡したとき、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設備を承継させるものに限る。）があつたときは、当該設備を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該設備を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

4 前項の規定により第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第十七条（変更等の許可）、第二十一条（免許状の訂正）、第二十二条、第二十三条（無線局の廃止）、第二十四条（免許状の返納）、第二十八条（電波の質）、第三十条（安全施設）、第三十八条（技術基準）、第七十二条（電波の発射の停止）、第七十三条第四項及び第六項（検査）、第七十六条、第七十七条（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一条（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

電波法施行規則 抄

(昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十四号)

(通信設備)

第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

(2) 受信のみを目的とするもの

二 誘導式通信設備（線路に一〇kHz以上の高周波電流を流すことにより発生する誘導電波を使用して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

(1) 線路から $\lambda/2\pi$ （ λ は搬送波の波長をメートルで表したものとし、 π は円周率とする。）の距離における電界強度が毎メートル一五マイクロボルト以下のもの

(2) 誘導式読み書き通信設備（一三・五六MHzの周波数の誘導電波を使用して記録媒体の情報を読み書きする設備をいう。以下同じ。）であつて、その設備から三メートルの距離における電界強度が毎メートル五〇〇マイクロボルト以下のもの

(3) 誘導式読み書き通信設備であつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一 一〇kHzから四五〇kHzまでの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

(1) 搬送式インターホン（音声信号を送信し、及び受信するものをいう。以下同じ。）

(2) 一般搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、四〇デシベル以上の減衰量を有するブロッキングフィルタにより他の通信に混信を与えないような措置が講じられた電力線又は他への分岐がない電力線を使用するものをいう。以下同じ。）

(3) 特別搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、使用する電力線に制限がないものをいう。以下同じ。）

二 屋内において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

【グリーンイノベーション ③-b】

電気事業法

(昭和三十九年七月十一日法律第七十号)

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項の認可を受けた供給約款(次項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率

的な事業運営に資すると見込まれる場合には、料金及びその料金を適用するために必要となるその他の供給条件について第一項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の利用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。

7 一般電気事業者は、前項の規定により約款を定めたときは、経済産業省令で定めるところにより、その約款（以下「選択約款」という。）を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。

二 第一項の認可を受けた供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。

三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

◆グリーンイノベーション④:住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し

○エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

（建築物の建築をしようとする者等の努力）

第七十二条 次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

- 一 建築物の建築をしようとする者
- 二 建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理者。以下同じ。）
- 三 建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。以下同じ。）の修繕又は模様替をしようとする者
- 四 建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者

（建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項）

第七十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等（同条第一号、第三号及び第四号に掲げる者をいう。以下同じ。）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模な建築物として政令で定める規模以上のもの（以下「特定建築物」という。）の所有者の判断の基準となるべき事項（住宅の建築を業として行う建築主（以下「住宅事業建築主」という。）が住宅であつて政令で定めるもの（以下「特定住宅」という。）を新築する場合に係るものを除く。）を定め、これを公表するものとする。

- 2 第五条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

（建築物に係る指導及び助言等）

第七十四条 所管行政庁（建築主事を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、建築物（住宅を除く。以下この項において同じ。）について第七十二条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等又は特定建築物（住宅を除く。）の所有者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 国土交通大臣は、住宅について第七十二条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に準拠して、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用について住宅の設計、施工及び維持保全に関する指針を定め、これを

公表するものとする。

(特定建築物に係る届出、指示等)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者（以下「特定建築主等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 特定建築物の新築（住宅事業建築主が特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。）若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
 - 二 特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について行う政令で定める規模以上の修繕又は模様替 当該特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
 - 三 特定建築物への空気調和設備等の設置又は特定建築物に設けた空気調和設備等についての政令で定める改修 当該空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置
- 2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項を変更すべき旨を指示することができる。
- 3 所管行政庁は、前項に規定する指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、第二項に規定する指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、建築物に関し学識経験を有する者の意見を聴いて、当該指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 第一項の規定による届出をした者（届出をした者と当該届出に係る建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者とし、当該建築物が譲り渡された場合にあつては譲り受けた者（譲り受けた者と当該建築物の管理者が異なる場合にあつては管理者）とする。）は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、その届出に係る事項に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管行政庁に報告しなければならない。
- 6 所管行政庁は、前項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る事項が第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該報告をした者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨の勧告をすることができる。
- 7 前各項の規定は、法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして政令で定める建築物又は仮設の建築物であつて政令で定めるものには、適用しない。

(建築物の設計等に係る指導及び助言)

第七十六条の二 国土交通大臣は、第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項又

は第七十四条第二項に規定する指針に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勧告して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の向上及び当該性能の表示に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(建築材料に係る指導及び助言)

第七十六条の三 経済産業大臣は、第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項又は第七十四条第二項に規定する指針に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料を製造し、加工し、又は輸入する事業を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勧告して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(住宅事業建築主の努力)

第七十六条の四 住宅事業建築主は、基本方針の定めるところに留意して、その新築する特定住宅につき、住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上を図ることにより、その新築する特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項)

第七十六条の五 経済産業大臣及び国土交通大臣は、住宅事業建築主の新築する特定住宅の前条に規定する性能の向上に関し住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、住宅事業建築主の新築する特定住宅のうち前条に規定する性能が最も優れているものの当該性能、特定住宅に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勧告して、第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(性能の向上に関する勧告及び命令)

第七十六条の六 国土交通大臣は、住宅事業建築主であつてその新築する特定住宅の戸数が政令で定める数以上であるものが新築する特定住宅につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第七十六条の四に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該住宅事業建築主に対し、その目標を示して、その新築する特定住宅の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた住宅事業建築主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項に規定する勧告を受けた住宅事業建築主が、正当な理由がなく

てその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、住宅事業建築主の新築する特定住宅に係るエネルギーの使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該住宅事業建築主に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等 及び特定建築物の所有者の判断の基準

平成11年 通商産業省・建設省告示第1号
平成15年 経済産業省・国土交通省告示第1号
平成18年 経済産業省・国土交通省告示第5号
平成21年 経済産業省・国土交通省告示第3号

1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止

1-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して建築物の配置計画及び平面計画を策定すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用、緑化の促進等により日射による熱負荷の低減を図ること。

1-2 建築物(別表第1(8)項に掲げる用途に供するものを除く。以下1-2から1-5までにおいて同じ。)の外壁、窓等に関して1-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、1-3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物の外壁、窓等に関しては、1-3によるほか1-4によることができ、また、延べ面積が2,000平方メートル未満の建築物の外壁、窓等に関しては、1-3又は1-4によるほか、1-5によることができる。

1-3 建築物の屋内周囲空間(地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た数値が、別表第1(ろ)欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値以下となるようにするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷及び規模補正係数は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 屋内周囲空間の年間熱負荷は、1年間(各室について用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。)における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの(単位 メガジュール)とすること。

イ 外気と屋内周囲空間との温度差(暖房負荷については22度と外気の温度との差とし、冷房負荷については外気の温度と26度との差とする。ただし、別表第1(3)項に掲げる用途に供する建築物の暖房負荷及び同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の教室部の暖房負荷については、20度と外気の温度との差とする。)によって外壁、窓等を貫流する熱

ロ 外壁、窓等からの日射熱

ハ 屋内周囲空間で発生する熱

ニ 次の式(別表第1(1)項に掲げる用途に供する建築物の客室部にあつては1)の式、同表(2)項に掲げる用途に供する建築物の病室部にあつては2)の式、同項に掲げる用途に供する建築物の非病室部にあつては3)の式、同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の教室部、同表(6)項に掲げる用途に供する建築物の客席部又は同表(7)項に掲げる用途に供する建築物の集会室部にあつては4)の式、同表(1)項に掲げる用途に供する建築物の非客室部、同表(3)項に掲げる用途に供する建築物、同表(4)項に掲げる用途に供する建築物、同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の非教室部、同表(6)項に掲げる用途に供する建築物の非客席部又は同表(7)項に掲げる用途に供する建築物の非集会室部にあつては5)の式)によって計算した量に基づく取入外気の熱

1) $V=3.9A,$

$$2) V=4.0A_p$$

$$3) V=6.0A_p$$

$$4) V=10A_p$$

$$5) V=\frac{20A_p}{N}$$

これらの式において、V、 A_p 及びNは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 取入外気量 (単位 1時間につき立方メートル)

A_p 屋内周囲空間の床面積 (単位 平方メートル)

N 実況に応じた1人当たりの占有面積 (単位 平方メートル)

(2) 規模補正係数は、建築物の地階を除く各階の床面積の合計 (単位 平方メートル) を地階を除く階数で除して得た値 (以下「平均階床面積」という。) 及び地階を除く階数に応じて別表第2に掲げる数値とすること。

1-4 延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物の外壁、窓等のうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の(1)から(4)までに掲げる評価点の合計に、建築物の用途及び地域の区分に応じて表第1-1に掲げる値を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

(1) 建築物の配置計画及び平面計画に関する評価点は、各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとする。

項目	措置状況	点数
建築物の 主方位	南又は北 (アスペクト比が3/4未満のものに限る。)	6
	東又は西 (アスペクト比が3/4未満のものに限る。)	0
	上記に掲げるもの以外	3
建築物の 形状	アスペクト比が3/4以上 (ダブルコアのものに限る。)	8
	アスペクト比が3/4以上 (ダブルコアのものを除く。)	5
	アスペクト比が3/8以上3/4未満	4
	アスペクト比が3/8未満 (ダブルコアのものに限る。)	3
	アスペクト比が3/8未満 (ダブルコアのものを除く。)	0
コアの配 置	ダブルコア	12
	建築物の1つの側面にのみコアを配置	6
	上記に掲げるもの以外	0
建築物の 平均階高	3.5メートル未満	4
	3.5メートル以上4.5メートル未満	2
	4.5メートル以上	0
1 「主方位」とは、外壁の方位のうち、窓の面積の合計が最も大きい外壁の方位をいう。 2 「ダブルコア」とは、建築物の同一ではない側面にコアを2以上配置することをいう。 3 「平均階高」とは、各階の床面からその直上階の床面までの高さを平均したものを用いる。		

(2) 外壁及び屋根の断熱性能に関する評価点は、一般地域 (寒冷地域 (北海道、青森県、岩手県及び秋田県をいう。以下同じ。) 及び暑熱地域 (沖縄県、鹿児島県トカラ列島・奄美諸島及び東京都小笠原支庁をいう。以下同じ。)) を除く地域とする。以下同じ。) 及び寒冷地域にあっては地域の区分及び各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとし、暑熱地域にあっては0とする。ただし、一の項目に係る措置状況が二以上に該当するときは、断熱材の厚さを面積加重平均した値により判断するものとする。

地域	項目	措置状況	点数	
一般地域	外壁	厚さが 20 ミリメートル以上の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	30	
		厚さが 15 ミリメートル以上 20 ミリメートル未満の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	15	
		上記に掲げるもの以外	0	
	屋根	厚さが 50 ミリメートル以上のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用又は屋根の面積の 40 パーセント以上にあたる屋上の部分に緑化施設を整備	20	
		厚さが 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル未満のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	10	
		上記に掲げるもの以外	0	
	寒冷地域	外壁	厚さが 40 ミリメートル以上の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	20
			厚さが 20 ミリメートル以上 40 ミリメートル未満の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	10
			上記に掲げるもの以外	0
屋根		厚さが 100 ミリメートル以上のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用又は屋根の面積の 40 パーセント以上にあたる屋上の部分に緑化施設を整備	10	
		厚さが 50 ミリメートル以上 100 ミリメートル未満のポリスチレンフォーム板その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	5	
		上記に掲げるもの以外	0	
<p>1 「吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材」とは、日本工業規格（以下「JIS」という。）A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に規定する吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材をいう。</p> <p>2 「ポリスチレンフォーム板」とは、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）に規定する押出法ポリスチレンフォーム保温板をいう。</p>				

(3) 窓の断熱性能に関する評価点は、一般地域及び寒冷地域にあつては地域の区分及び措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数とし、暑熱地域にあつては 0 とする。

地域	措置状況	点数
一般地域	総合窓熱貫流率が 0.75 未満	30
	総合窓熱貫流率が 0.75 以上 1.00 未満	25
	総合窓熱貫流率が 1.00 以上 1.25 未満	20
	総合窓熱貫流率が 1.25 以上 1.50 未満	15
	総合窓熱貫流率が 1.50 以上 2.00 未満	10
	総合窓熱貫流率が 2.00 以上 2.50 未満	5
	総合窓熱貫流率が 2.50 以上	0
寒冷地域	総合窓熱貫流率が 0.25 未満	90
	総合窓熱貫流率が 0.25 以上 0.50 未満	75
	総合窓熱貫流率が 0.50 以上 0.75 未満	60

総合窓熱貫流率が 0.75 以上 1.00 未満	45
総合窓熱貫流率が 1.00 以上 1.25 未満	30
総合窓熱貫流率が 1.25 以上 1.50 未満	15
総合窓熱貫流率が 1.50 以上	0

総合窓熱貫流率 U_t は、次の式によって計算した数値とする。

$$U_t = \sum U_i \times a_{vi} / A$$
この式において、 U_i 、 a_{vi} 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 U_i 熱貫流率 (単位 1平方メートル1ケルビンにつきワット)
 a_{vi} 空気調和を行う室に係る窓の面積 (単位 平方メートル)
 A 空気調和を行う室に係る外壁の面積の合計 (単位 平方メートル)

(4) 窓の日射遮蔽性能に関する評価点は、地域の区分及び措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数とする。

地域	措置状況	点数
一般地域	総合窓日射侵入率が 0.05 未満	90
	総合窓日射侵入率が 0.05 以上 0.10 未満	75
	総合窓日射侵入率が 0.10 以上 0.15 未満	60
	総合窓日射侵入率が 0.15 以上 0.20 未満	45
	総合窓日射侵入率が 0.20 以上 0.25 未満	30
	総合窓日射侵入率が 0.25 以上 0.30 未満	15
	総合窓日射侵入率が 0.30 以上	0
寒冷地域	総合窓日射侵入率が 0.05 未満	50
	総合窓日射侵入率が 0.05 以上 0.30 未満	25
	総合窓日射侵入率が 0.30 以上	0
暑熱地域	総合窓日射侵入率が 0.025 未満	170
	総合窓日射侵入率が 0.025 以上 0.05 未満	140
	総合窓日射侵入率が 0.05 以上 0.10 未満	110
	総合窓日射侵入率が 0.10 以上 0.15 未満	80
	総合窓日射侵入率が 0.15 以上 0.20 未満	50
	総合窓日射侵入率が 0.20 以上 0.25 未満	25
	総合窓日射侵入率が 0.25 以上	0

総合窓日射侵入率 η_t は、次の式によって計算した数値とする。

$$\eta_t = \sum \eta_i \times f_i \times a_{vi} / A$$
この式において、 η_i 、 f_i 、 a_{vi} 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 η_i 日射侵入率 (窓面に入射する日射のうち、窓を通り抜けて室内に侵入するものの比率をいう。)
 f_i 次の表に定める日よけ効果係数

	$p_i \leq 0$	$0 < p_i \leq 3$	$3 < p_i \leq 10$	$10 < p_i$
オーバーハング型のひさし	1.00	0.60	0.90	1.00
サイドフィン型のひさし		0.80		
オーバーハング型及びサイドフィン型のひさし	当該ひさしのうちオーバーハング型の部分とサイドフィン型の部分のそれぞれの日よけ効果係数を乗じて得た数値			

p_i は、オーバーハング型のひさしの場合にあっては窓の高さをひさしの出寸法（ひさしと窓の上端が離れている場合にあっては、ひさしの出寸法からひさしと窓の上端との距離を差し引いたもの）で除した数値とし、サイドフィン型のひさしの場合にあっては窓の幅をひさしの出寸法（ひさしと窓の側端が離れている場合にあっては、ひさしの出寸法からひさしと窓の側端との距離を差し引いたもの）で除した数値とする。

$a_{i,j}$ 空気調和を行う室に係る窓の面積（単位 平方メートル）

A 空気調和を行う室に係る外壁の面積の合計（単位 平方メートル）

1-5 延べ面積が2,000平方メートル未満に建築物の外壁、窓等のうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の(1)及び(2)に掲げる評価点の合計に、建築物の用途及び地域の区分に応じて表第1-2に掲げる値を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

(1) 外壁の断熱性能に関する評価点は、一般地域及び寒冷地域にあっては地域の区分に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数とし、暑熱地域にあっては、0とする。

地域	措置状況	点数
一般地域	外壁の厚さが20ミリメートル以上の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	65
	外壁の厚さが15ミリメートル以上20ミリメートル未満の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	55
	上記に掲げるもの以外	0
寒冷地域	外壁の厚さが40ミリメートル以上の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	50
	外壁の厚さが20ミリメートル以上40ミリメートル未満の吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材その他これに相当する断熱性能を有する断熱材を使用	35
	上記に掲げるもの以外	0

「吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材」とはJIS A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）に規定する吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材をいう。

(2) 窓の断熱性能及び窓の日射遮蔽性能に関する評価点は、地域の区分及び各項目に係る措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとする。

地域	項目	措置状況	点数
一般地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	40
		窓面積比率が20%以上40%未満	25
		窓面積比率が40%以上	0
	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用	35
		複層ガラス(低放射複層ガラスを除く。)を採用	30
		上記に掲げるもの以外	0
寒冷地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	25
		窓面積比率が20%以上40%未満	20
		窓面積比率が40%以上	0
	ガラスの種類	低放射複層ガラスを採用	15
		上記に掲げるもの以外	0
暑熱地域	窓の面積	窓面積比率が20%未満	50
		窓面積比率が20%以上40%未満	35

	ガラスの種類	窓面積比率が40%以上	0
		高性能熱線反射ガラスを採用	20
		熱線反射ガラスを採用	10
		上記に掲げるもの以外	0
	水平ひさし	出寸法が1.0m以上	20
		出寸法が0.5m以上1.0m未満	15
		出寸法が0.5m未満	0
<p>1 「窓面積比率」とは、外壁に占める窓の面積の割合をいう。</p> <p>2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、J I S R3106 (板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚以上使用したものをいう。</p> <p>3 「複層ガラス」とはJ I S R3209 (複層ガラス) に規定する複層ガラスをいう。</p> <p>4 「高性能熱線反射ガラス」とはJ I S R3221 (熱線反射ガラス) に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が2種又は3種のものをいう。</p> <p>5 「熱線反射ガラス」とは、J I S R3221 (熱線反射ガラス) に規定する熱線反射ガラスのうち、日射熱遮へい性による種類が1種のものをいう。</p>			

1-6 特定建築物の所有者(所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。)は次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 熱の損失が増大しないよう採用した室の配置等の維持保全をすること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、これらの断熱性の維持保全をすること。
- (3) 窓からの日射の制御の状態の点検、緑化施設の保全等により、日射による熱負荷の低減措置の維持保全をすること。

表第1-1

	一般地域	寒冷地域	暑熱地域
別表第1 (1) 項に掲げる用途	-45	-70	70
別表第1 (2) 項に掲げる用途	-30	-15	-65
別表第1 (3) 項に掲げる用途	-30	-10	-45
別表第1 (4) 項に掲げる用途	5	10	-10
別表第1 (5) 項に掲げる用途	35	10	30
別表第1 (6) 項に掲げる用途	-15	-45	5
別表第1 (7) 項に掲げる用途	-45	-90	70

表第1-2

	一般地域	寒冷地域	暑熱地域
別表第1 (1) 項に掲げる用途	40	35	85
別表第1 (2) 項に掲げる用途	25	45	50
別表第1 (3) 項に掲げる用途	30	35	45
別表第1 (4) 項に掲げる用途	35	55	50
別表第1 (5) 項に掲げる用途	35	65	50
別表第1 (6) 項に掲げる用途	40	40	65
別表第1 (7) 項に掲げる用途	40	40	65

2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

2-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策定すること。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定すること。
- (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用すること。
- (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用すること。

2-2 建築物(別表第1(8)項に掲げる用途に供するものを除く。以下2-2から2-5までにおいて同じ。)に設ける空気調和設備に関して2-1に掲げる事項に係る措置が的確に実施されているかどうかについての判断は、2-3によるものとする。ただし、延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物に設ける空気調和設備(JIS B8616(パッケージエアコンディショナ)に規定するパッケージエアコンディショナ(空冷式のものに限り。)及びJIS B8627(ガスヒートポンプ冷暖房機)に規定するガスヒートポンプ冷暖房機に限る。以下2-2、2-4及び2-5において同じ。)に関しては、2-3によるほか2-4によることができ、また、延べ面積が2,000平方メートル未満の建築物に設ける空気調和設備に関しては、2-3及び2-4によるほか、2-5によることができる。

2-3 建築物に設ける空気調和設備が空気調和負荷を処理するために1年間に消費するエネルギーの量で熱量に換算したものを、同期間における当該建築物の仮想空気調和負荷で除して得た数値が、別表第1(は)欄の各項に掲げる数値以下となるようにするものとする。この場合において、エネルギーの量の熱量への換算は、別表第3の左欄に掲げるエネルギーにあっては同表の右欄に掲げる数値(エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具(以下「エネルギー利用効率化設備等」という。)を設置することにより同表の右欄に掲げる数値を下回る数値が算定できる場合においては、当該数値)によるものとし、その他のエネルギーにあっては組成等の実況によるものとするほか、空気調和負荷及び仮想空気調和負荷は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 空気調和負荷は、次のイからホまでに掲げる熱によって生ずる負荷とすること。

- イ 外気と屋内(空気調和を行う部分に限る。以下2において同じ。)との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- ロ 外壁、窓等からの日射熱
- ハ 屋内で発生する熱
- ニ 取入外気の熱
- ホ その他建築物の実況に応じて生ずる熱

(2) 仮想空気調和負荷は、(1)のイ、ロ、ハ及びホに掲げる熱並びに次の式(別表第1(1)項に掲げる用途に供する建築物の客室部にあっては1)の式、同表(2)項に掲げる用途に供する建築物の病室部にあっては2)の式、同項に掲げる用途に供する建築物の非病室部にあっては3)の式、同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の教室部、同表(6)項に掲げる用途に供する建築物の客席部及び同表(7)項に掲げる用途に供する建築物の集会室部にあっては4)の式、同表(1)項に掲げる用途に供する建築物の非客室部、同表(3)項に掲げる用途に供する建築物、同表(4)項に掲げる用途に供する建築物、同表(5)項に掲げる用途に供する建築物の非教室部、同表(6)項に掲げる用途に供する建築物の非客席部又は同表(7)項に掲げる用途に供する建築物の非集会室部にあっては5)の式)によって計算した量(ただし、同表(1)項に掲げる用途に供する建築物の客室部でバスルームを有しないものにあつては実況に応じた量)に基づく取入外気の熱によって生ずる負荷とすること。ただし、排熱の回収による負荷の減少は、考慮しないものとする。

1) $V=3.9A_f$

2) $V=4.0A_f$

3) $V=6.0A_f$

4) $V=10A_f$

$$5) V = \frac{20A_f}{N}$$

これらの式において、V、 A_f 及びNは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 取入外気量 (単位 1時間につき立方メートル)

A_f 屋内の床面積 (単位 平方メートル)

N 実況に応じた1人当たりの占有面積 (単位 平方メートル)

2-4 延べ面積が5,000平方メートル以下の建築物に設ける空気調和設備のうちエネルギーの使用上主要なものに関しては、次の(1)から(3)までに掲げる評価点の合計に、建築物の用途及び地域の区分に応じて表第2-1に掲げる K_0 の値を加えた数値が100以上となるようにするものとする。

(1) 外気負荷の軽減に関する評価点は、措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数を合計したものとする。

項目	措置状況	点数
定常時の外気の取り入れ	建築物の全取入外気量の90パーセント以上に対して、熱交換効率が70パーセント以上の全熱交換器及びバイパス制御を採用	$2K_1$
	建築物の全取入外気量の50パーセント以上に対して、熱交換効率が50パーセント以上の全熱交換器を採用	K_1
	上記に掲げるもの以外	0
予熱時の外気の取り入れ	外気の取り入れを停止することにより、予熱時における取入外気量を定常時における取入外気量の50パーセント未満にする制御の方法を採用	K_2
	上記に掲げるもの以外	0
1 「熱交換効率」とは、冷房に係る全熱交換効率及び暖房に係る全熱交換効率を平均したものとする。 2 「バイパス制御」とは、冷房時に外気のエンタルピーが室内の空気のエンタルピーより小さい場合には、外気の取り入れ時に熱交換を行わない制御の方法をいう。 3 この表において、 K_1 及び K_2 は、建築物の用途及び地域の区分に応じて表第2-1に掲げる数値とする。		

(2) 室外機の設置場所及び当該室外機から室内機までの配管の長さ(以下2-4において「配管長さ」という。)に関する評価点は、措置状況に応じてそれぞれ次の表に掲げる点数とする。

空気調和設備の種類	措置状況	点数
パッケージエアコン ディショナ又はガス ヒートポンプ冷暖房 機(マルチ方式のものに限る。)	室外機の設置場所及び配管長さ	K_3
	室外機の設置場所が室内機の設置場所よりも高い場合において、配管長さが30メートルを超えるもの	
パッケージエアコン ディショナ又はガス ヒートポンプ冷暖房	室外機の設置場所が室内機の設置場所よりも低い場合において、配管長さが35メートルを超えるもの	35メートルを超えるもの
	室外機の設置場所が室内機の設置場所よりも高い場合において、室外機と室内機の高低差に配管長さを加えた値が35メートルを超えるもの	